

公立西知多総合病院

市民ギャラリーの使用基準について

1 目 的

- (1) 患者さんや来院される方々への「心の癒し」と「安らぎ」を提供する場として両市民及び両市内活動団体が展示を行う。
- (2) 東海市・知多市（以下、両市）及び市政の紹介のために展示を行う。

2 設置場所

2階 南側通路 南面、北面

3 使用できる者

- (1) 組合、両市及び両市の機関
- (2) 管理課長が適当と認めた者

4 管理課長が適当と認めた者の基準

(1) 対 象

- ①両市内在住・在勤又は在学する者
- ②両市内を活動の拠点とする団体

(2) 展示内容

患者さんや来院される方々への「心の癒し」と「安らぎ」を提供するため、展示するもので、次に掲げるものを除く。

- ①特定の宗教又は政治団体を宣伝し、支持し、又はこれらに反対するもの
- ②営利又は商業宣伝の意図があると認められたもの
- ③公共の秩序に反するもの
- ④その他、病院にそぐわない展示と判断したもの。

5 展示できる範囲

- (1) 大きさ 150cm×100cm（80号）程度以内のもの
- (2) 重 さ 35kg以内のもの
- (3) ピクチャーレールから吊下げ可能なもの
（ワイヤーフック（20本）は病院から貸し出し可能です）
- (4) 廊下幅180cmを確保できるもの
（現状の廊下幅230cm）

※釘、画鋲等のピン類は一切使用禁止。

6 使用方法

- (1) 組合、両市及び両市の機関
使用申込書（別紙）を管理課へ提出し、使用許可を得る。
- (2) 管理課長が適当と認めた者
使用申込書（別紙）を管理課へ提出し、使用許可を得る。

7 使用期間・貸出範囲

- (1) 1ヶ月（月初めから月末まで）を1単位として貸し出す。連続する使用は、不可とする。
- (2) 南面、北面を分けて貸出すが、同時の貸し出しも可とする。
- (3) 管理課長が特に必要と認めた場合は、延長することができる。

8 使用申し込み

- (1) 展示しようとする初日の3ヶ月前から1週間前までに、管理課（守衛室・防災

センター)に申し出るものとする(受付は外来診療日(平日)午前8時30分から午後5時15分まで)。なお、初日の3ヶ月前が外来休診日(土・日・祝日、年末年始)であった場合は、次の外来診療日(平日)とする。

(2) 先着順に申し込みを受付けるが、受付開始日の午前8時30分時点で複数者申込があった場合は、くじ引きを行う。

9 使用者の義務

(1) 管理課の指示に基づいて展示を行う。

(2) 作品の搬入、搬出、展示は、使用者で行う。搬入は原則月初めの午後4時以降、搬出は月末の午後4時以降に行うこと。

(3) 必要に応じて廊下に係員の配置を行い、展示品を清潔に保ち、観客の整理誘導、危険防止、盗難、破損の予防に努めなければならない。

(4) 観客から入場料、参加料、観覧料等いかなる名称でも料金等を徴収してはならない。

(5) 展示する作品の販売又は販売の予約行為、販売価格の表示を行ってはならない。

(6) 廊下において、展示と関係ない行為を行ってはならない。

10 管理責任

展示する作品の盗難、破損及び使用者の過失による事故に対しての責任は、使用者が負う。